

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
平成30年4月1日時点

担当課( 人材育成課 )

## 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	市が考える市民等への影響  (メリット) ・投票時間が11時間30分を越える時間1時間当たりの報酬の加算が可能となる。 (デメリット) ・特になし。
名称	流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	
概要	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の改正に伴い、この法律で規定される額を参考として同額を定めている、流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの。 具体的には、期日前投票所のその日ごとの投票時間が11時間30分を超えた場合の期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額に加算する額を規定する。	

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		当該条例で規定する額については、国会議員の選挙等の執行経費に関する法律で規定する額を参考とし同額としていることから、当該法律の改正に伴って当該条例の額も改正するものである。よって、流山市市民参加条例第5条第2項第3号に該当し、市民参加手続きを実施しないものとする。
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)		実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input type="checkbox"/> 審議会等				
	<input type="checkbox"/> パブリックコメント手続				
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input type="checkbox"/> その他				

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度		平成●●年度												平成●●年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由